

お知らせ

平成24年度優良運転者表彰申告受付中!

各地区交通安全協会では、今年も会員の皆さんの中から永年にわたって無事故、無違反で、安全運転に努めてこられた優良運転者の表彰を行います。
次の基準に該当する人は申し出てください。

【申告資格】

1. 長浜地区交通安全協会または伊香交通安全協会の会員で、それぞれの協会の管内に居住していること。
2. ペーパードライバーでなく、いつも運転していること。
3. 申請時において、それぞれ次の期間、無事故・無違反であること。
○長浜地区交通安全協会の会員：5年・10年・15年
○伊香交通安全協会の会員：10年・15年
4. 過去に同種の表彰を受けていないこと。

【申告方法】 必要事項を記載した申告用紙に、無事故・無違反証明書（伊香交通安全協会は不要）を添付して、それぞれの交通安全協会事務局（最寄りの警察署内）に申告してください。

○申告書は長浜警察署、木之本警察署、各交番・駐在所にあります。
○無事故・無違反証明書の発行は約2週間かかります。

【募集期間】 伊香交通安全協会分：10月17日（水）まで
長浜地区交通安全協会分：10月31日（水）まで



問長浜地区交通安全協会事務局〈長浜警察署交通課内〉(☎62-0110)
伊香交通安全協会事務局〈木之本警察署交通課内〉(☎82-3021)

平成25年度市民活動団体支援事業を募集します!

市では、NPO法人等の市民活動団体による社会貢献活動や、団体と市との協働事業を推進するため、次年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）実施を予定している市民活動団体の設立や活動に対し補助金を交付します。

【補助金名】 平成25年度市民活動団体支援事業補助金

【対象】 所在地または活動拠点が市内にある市民活動団体（NPO法人またはそれに準ずる団体）で、社会貢献活動を行い、募集要項に定める要件を満たす団体

【助成内容】 ①団体設立支援 1団体2万円が限度（1回限り）
②事業支援・協働事業支援 1事業2/3以内の補助率で、20万円を限度とし、継続事業は3年が限度（継続時審査あり）

【選定方法】 書類審査とプレゼンテーション（提示・提案説明）により決定します。

【募集期間】 10月1日（月）～10月31日（水）

※応募書類・募集要項は、市役所（市民協働推進課・各支所）、各公民館の案内窓口にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

※プレゼンテーションの時期は11月下旬から12月上旬頃の予定です。

問市民協働推進課 (☎65-8722)

お知らせ

意見募集

本市が制定する条例について意見を募集しています

今まで法令で定められていた施設や公物の設置管理基準について、国の基準を参考に条例で定めることとなりました。

このたび、下記の条例について素案がまとまりましたので、皆さんの意見をお聞かせください。

【募集期間】 10月18日(木)まで

【閲覧場所】 担当課、市政情報コーナー、市ホームページ(<http://www.city.nagahama.shiga.jp>)「パブリックコメント」で検索、「地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定及び一部改正について」をクリック

【提出方法】 任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送（〒526-0031 長浜市八幡町632番地）・FAX・Eメールのいずれかで下記まで

件名	担当課
(仮称)長浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定案の概要	高齢福祉介護課 電話65-7789 FAX64-1437 Eメールkourei-kaigo@city.nagahama.lg.jp
(仮称)長浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定案の概要	
(仮称)長浜市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定案の概要	
長浜市都市公園条例の一部を改正する条例案の概要	都市計画課 電話65-6541 FAX65-6540 Eメールtoshikei@city.nagahama.lg.jp
(仮称)長浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定案の概要	
(仮称)長浜市市道の構造に関する技術的基準を定める条例の制定案の概要	
(仮称)長浜市市道に設ける道路標識の寸法等を定める条例の制定案の概要	道路河川課 電話65-6531 FAX65-6760 Eメールdourokasen@city.nagahama.lg.jp
(仮称)長浜市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定案の概要	
(仮称)長浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定案の概要	
長浜市市営住宅条例の一部を改正する条例案の概要	建築住宅課 電話65-6533 FAX65-6540 Eメールkenchiku@city.nagahama.lg.jp
(仮称)長浜市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定案の概要	上下水道課 電話65-1601 FAX65-1602 Eメールsuidou@city.nagahama.lg.jp
長浜市下水道条例の一部を改正する条例案の概要	

ツキノワグマに注意!!

ツキノワグマがよく出没する季節になりました。次のことに気をつけてください。

- エサとなるドングリ、カキ、クリ等が実っている林には極力入らないようにしましょう。
- 人家のまわりで収穫の予定のないカキやクリ、ハチの巣がある場合は撤去してください。
- 山歩きなどをするときにはラジオ、鈴、笛などで人の接近を知らせましょう。
ツキノワグマは本来は大変臆病で、温厚な動物です。
- ツキノワグマは、山にエサがない場合、夜間に人里近くで行動します。
夕方から夜間、早朝の外出は控えてください。
- 人家近くでツキノワグマを目撃された場合は、最寄りの警察署または市役所・支所に直ちに、「目撃場所」「目撃時間」「大きさ」「移動方向」「何をしていたか」等を連絡してください。



問農政課鳥獣害対策室 (☎65-6522)